

河川敷に不法投棄(家屋解体資材)を発見し若林警察署と合同で現地立会を実施しました。

2月11日(金)13時頃、仙台市若林区日辺の高水敷(広瀬川左岸)において、家屋解体の廃材約16^mの不法投棄を発見し、同日14時から警察と現地立会を行いました。

- 発見日時 2月11日(金)13時00分頃
- 発見場所 宮城県仙台市若林区日辺の広瀬川河川敷
- 投棄物品 家屋の解体廃材約2トン(約16^m)
- 現地立会 若林警察署と令和4年2月11日現場立ち会を実施。
- 投棄防止対策 不法投棄の情報看板設置

今後も、河川巡視等により発見した悪質な違法行為に対しては、関係機関と協力し、原因者の特定に努めていきます。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

- ◆「^{カセンホウ}河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・・・5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)

〈発表記者会: 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

お問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

TEL 022(248)4131(代表)

せき ひろあき

河川管理課長

関 浩明 (内線331)

なんば いくお

名取川出張所長

難波 郁夫 (TEL 022-248-2249)

不法投棄位置図(仙台市若林区日辺)



出典: 地理院地図に河川・道路情報等を追記して掲載